

令和7年度「まちづくり応援補助金」応募に関する考え方

▷町関係部局への意見照会について

応募団体及び事業関係課の事業計画の情報共有等を目的として、企画観光課（補助金担当）が受付後、事業計画に関連する関係課に意見照会を行います。

※新規に書類の提出を求めるものではありません。

▷同一団体による同一事業の応募は、原則、通算3か年までとし、4か年以降の応募も受付するが何かしらの制限をする場合がある

⇒制限の例 … 不採択、対象経費の一部を対象除外、総額からの一定率の補正 など

⇒制限の理由 … 対象団体の独立運営と自主的な継続性を促進、新規団体の門戸を開く

⇒継続事業の応募は「いつまでも補助していきべきなのか…」といったその事業の発展性などが査定の参考となり、以後も継続実施が必要と認められる事業を妨げるものではない

▷イベント等を含む事業の実施にあたっては一定の事業計画や効果、収支計画を明確にしておくことが望ましい、また開催目的によっては制限等が考えられる

⇒事業実施の際、「目的が曖昧、発展性が不透明、企画の精度が低い」などは制限対象となる可能性が高いため、一定の立案や収支計画などを整理してからの応募が望ましい

団体の構成員の飲食費や親睦に関する経費、構成員に対する人件費、謝礼等の経費などは補助金の対象外とする

⇒打上花火イベントについては、単発かつ無制限継続の懸念の声もあるが、地域活性化の手法の一つとの捉え方から、感染防止対策や発展性のある事業内容と判断される事業は検討する
ただし、町内で類似した花火イベントが企画されている場合は、できれば共同開催などを検討してほしい

▷県外開催の大会への参加費及び旅費等の扱いについて

⇒原則は、県大会上位入賞者等の上位大会（東北大会以上）出場に関するものを対象とする

⇒大会参加費については、原則、自己負担とするが応募を妨げるものではない

⇒旅費については、積算基礎がしっかりしているものが査定対象で、根拠のない一定額計上は対象外とする

▷**スポーツ及び文化団体等の備品購入に関する扱いについて**

- ⇒団体独自で使用する備品等については、概ね3年以上継続して使用する計画（目的）があること
- ⇒スポーツ団体で、体育館等公共施設の環境整備に関する備品等の購入については、事前に町担当課へ相談の上で応募すること
- ⇒試合用のユニフォームについては、個人所有は対象外でチーム所有（貸出物）が必須の上、直接肌に触れるインナー下着・ソックス・帽子などは対象外とする
- ⇒成人のユニフォームについては、8割までの補助とする
- ⇒文化団体が所有となる備品にあっては、それらを活用した作品（演奏含む）等が様々な場所で展示・披露され、町のPRまたは地域活性化につながる取り組みであることが望ましい

▷**商品開発などに伴う応募については、自社だけの収益重視となる取り組みは対象外とする**

- ⇒開発商品が町のPRにつながるような内容が望ましい

▷**応募する事業が多岐分野にわたる場合は、事業名及び予算が明確にわかるような配慮が必要**

- ⇒事業内容とマッチングした事業名の工夫と予算や事業内容なども明確にされていることが望ましい

▷**予算書作成の際の注意点**

- ⇒収入項目には、町補助金の他に「寄附金・会員等負担金・自己資金」などの収入がある場合は記入する
- ⇒他の補助金や助成金を受けている事業は、当補助金には応募できない

※この補助金制度は、令和7年度予算の範囲内で実施することが前提となっています。

ご不明な点は企画観光課企画振興班へ問合せください。